

令和元年 10 月 31 日

CBD600 出荷停止のお知らせ（第一報）

京都市中京区釜座通三条上る突抜町 809 番地
株式会社ニュー・サイエンス
代表取締役 山田信子

平素は弊社製品をご愛顧くださりまして誠にありがとうございます。
早速ですが、表題の件につきまして現状、不明瞭なことが多く、あえて第一報とさせていただきますこと、あらかじめご容赦いただきますようお願い申し上げます。

さて、弊社の CBD（カンナビジオール Cannabidiol）製品はエリクシノール株式会社（東京都渋谷区 以下、エ社）に依頼し供給を受けております。これは製品品質、管理体制が他社よりも優れていると考えていることによります。

ところが、原料製造を行うオーストラリアのエリクシノール本社（Elixinol Global Ltd）より、日本で流通する同社の CBD オイルに「日本の法律に適合しないものが含まれている可能性」が内部告発により指摘されたという連絡をエ社より受けました（別添資料 1、2）。日本の法律に適合しないのは THC（テトラヒドロカンナビノール Tetrahydrocannabinol）という成分です。CBD 及び THC は麻に含まれる成分ですが、**CBD が流通させてもよい健康面で有用な成分**であるものの、**THC は日本では大麻に含まれる違法成分**として流通させることはできません。

このため CBD 製品の製造に関しては、

- ① 麻の中でも使ってよい品種と使ってはいけない品種が分けられている
- ② 麻の中で使ってもいい部位は種子と茎である（葉は使ってはいけない）

といった法律上の決めごとがあります。

今回指摘されているのは②に関するのですが、現状は先にも書きましたように「日本の法律に適合しないものが含まれている可能性」ということにとどまっております。と言いますのも資料 2 にもありますようにエ社では、米国エリクシノール社（品質管理と販売を行っている米国法人）より発行される書類（これは輸入ごとに毎回個別に行うと伺っています）及び、米国第三者機関によるカンナビノイド分析結果書を確認した上で輸入を行うという

業務体系があり、今回のオーストラリアの発表はエ社としてもありえないあるいはあってはならない状況であると考えられています。すでにオーストラリアで検証が始まっておりますが、その報告が上がるのは来月半ばだろうとされています。

弊社としましても、不明瞭であるにせよ現状を深く受け止め、急遽 29 日より出荷を停止しました。販売者様に関しましても、事実関係がはっきりするまでは弊社方針に従っていただきますようお願い申し上げます。なお、既にご利用中の製品の安全性につきまして、エ社からは直ちに使用を中止しなければならない事ではないとの見解もいただいております。また、弊社 CBD 製品が最初の販売から本日までに健康被害を出したということは無い事も併せてお知らせいたします。

今後、情報が開示され次第、随時報告させていただきます。

ユーザー様ならびに販売者各位にご迷惑をおかけしますこと、深くお詫び申し上げます。

※別添資料

- 1) elixinoljapan_oshirase_20191025_
- 2) MarketUpdateElixinolJapanOperations